～　助成制度の注意事項　～

□住宅持家促進助成制度

○ 住宅金融支援機構のフラット３５Ｓの技術基準を満たしている住宅であることを証明する書類の提出が必要となります。詳しくは、「７．持家促進助成制度フラット35S技術基準証明書について」をご覧ください。

□住宅バリアフリー改修・住宅耐震改修・住宅リフォーム

○住宅バリアフリー改修・住宅耐震改修・住宅リフォームについては住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者（市内に移住される方も可）が対象となります。

【対象とならない例】
・共同住宅、長屋建住宅、寄宿舎、下宿
・住宅兼事務所の事務所部分（耐震は対象）
・宗教施設（住宅ではない）
※持家は併用住宅の住宅部分が対象

○バリアフリー改修・耐震改修工事の対象範囲について

【対象とならない例】
・各制度の改修工事とは異なる部分の工事
・手摺の設置で設置場所以外のクロスの張替など
・耐震補強部分以外の断熱改修、内装工事など

○バリアフリー改修と耐震改修、リフォームと耐震改修の併用可（申請書はそれぞれ提出）
○工事費（消費税を除く）が30万円以上であること。
○賃借人が申請する場合は建物所有者の承諾書が必要になります。

□老朽空き家解体助成制度

○老朽空き家解体助成については個人が所有し、昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、共同住宅又は併用住宅が対象となります。

□共通事項

○ 新築住宅建設をする場合、既存住宅を増築する場合は建築確認申請などの手続が必要となる場合があります。
○ 住民票（謄本：世帯全員分・続柄記載、発行から３カ月以内、同じ建物にお住まいでも世帯を分けている場合の交付は委任状が必要となります、写し可）の提出が必要になります。
○ 市税に滞納がある世帯は助成金を受けることができません。
○ 助成金の手続を済ませずに着手した工事は助成金を受けることができません。

○ 工事着手前と完了後の写真の添付が必要になります（耐震は施工状況写真も必要になります）。
○ 工事完了届提出後に担当職員が住宅の確認・検査を行います。
○ 同一住宅への費用助成は原則各年度１回限りです。
○ 助成対象外の工事があります。申請の際提出された内訳書（見積書）から対象外の工事にかかる費用を除いた工事費が確認できなければ助成金を受けることができません。

【対象外工事の例】
・土地の購入・単独車庫、カーポートの建設
・家具や家電製品の購入費　・廃材の処理費用
・へいやさくの設置、融雪装置など外構工事 など

○ 他に国・道・市の補助金を受ける方は対象外となります（長期優良住宅助成、深川市空き地空き店舗活用事業助成、深川市店舗リフォーム助成等）
○ 予算に達し次第受付を終了します。

○ 市内業者とは

【住宅持家促進助成制度】
・市内に事業所（本社又は支店等）がある法人
本社の要件：市内に法人登記がなされ建設業法の許可を受けていること。
支店の要件：法人登記がなされ、建設業法の許可を受けている支店であること。

【住宅バリアフリー改修助成制度、住宅耐震改修促進助成制度、住宅リフォーム助成制度、老朽空き家解体助成制度】①又は②
①市内に事業所（本社又は支店等）がある法人
本社の要件：市内に法人登記がなされ建設業法の許可を受けているもの、または同等のもの。
支店の要件：法人登記がなされ、建設業法の許可を受けている支店、または同等のもの。
※解体工事においては、解体工事業の登録も可
②市内に住所のある個人事業所
事業主が市内に住民登録がなされ、建設業法の許可を受けているもの、または同等のもの。
※解体工事においては、解体工事業の登録も可

（交付申請時提出書類）
・市内に事業所（本社又は支店等）がある法人：商業登記簿謄本、許認可・登録等の写し
・市内に住所のある個人事業所：住民票、許認可・登録等の写し

お問い合わせ先　　市役所建築住宅課建築係　　TEL 0164-26-2323